

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程（案）並びに鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）に対する意見公募要領

令和 8 年 5 月 8 日
経済産業省大臣官房
産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

鉱山においては、鉱山保安法令に基づき、鉱業権者及び鉱山労働者に対する危害の防止等の保安を確保するための措置が規定されていますが、近年、鉱山労働者の高年齢化が進展しており、高年齢者の罹災も多く発生しています。

特に墜落・転倒については、高年齢者が罹災者となりやすく、その多くが重傷となっています。また、鉱山における高年齢者の危害防止に係る取組も一部未対応であるなど、十分に進んでいない状況であり、今後の更なる高年齢化の進展も考えられます。

このため、事業者による高年齢者の危害防止に係る自主保安の取り組みを更に推進するため、

- ・鉱山保安法施行規則第 40 条第 1 項第 10 号の保安規程に定めなければならない内容として、「高年齢者である鉱山労働者に対する危害防止」も明示すること
 - ・鉱山保安法施行規則第 12 条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順」について、鉱業権者が講ずべき措置事例（第 10 章 機械、器具及び工作物の使用（第 12 条関係））において、「安全かつ適正」の概念に、「高年齢者の特性」に応じたものを明示すること
- により、事業者における対策の検討・実施を促すこととします。

また、鉱山における坑外の火薬類取扱所には、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（以下、「技術基準省令」という。）に基づき、落雷による建物の損壊又は人への危害を防止するため、適切な避雷装置が設けられていることとしており、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（以下、「技術指針」という。）に基づき、適切な避雷装置とは、日本産業規格 A 4 2 0 1（建築物等の雷保護）（以下、「A 4 2 0 1」という。）の規格に適合しているものをいうとされています。

また、石油鉱山におけるパイプラインには、技術基準省令に基づき、落雷によるパイプラインの損壊又は人への危害を防止するため、必要に応じて避雷設備が設けられていることとしており、技術指針に基づき、避雷設備とは、A 4 2 0 1 の規格に適合しているものをいうとされています。

雷保護に関する規格については、従来の規格に加え、日本産業規格 Z 9 2 9 0 - 3 : 2 0 1 9（雷保護－第 3 部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）（以下、「Z 9 2 9 0 - 3」という。）が策定されており、近年、建築基準法令や火薬類取締法令等において、避雷装置の技術基準として、A 4 2 0 1 から Z 9 2 9 0 - 3 に置き換える改正が行われています。

火薬類取扱所においては、火薬類取締法に基づく火薬庫等と同様、適切な落雷対策を講じる必要があること、また、石油鉱山のパイプラインにおいても同様であるこ

とから、技術指針においても、基準として最新の雷保護に係る規格であるZ9290-3を引用することとします。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）」

「鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程（案）」

「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年5月8日（金）～令和8年6月8日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-kozan-kantoku@meti.go.jp

（電子メールの件名を「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程（案）並びに鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

